

# 消費税軽減税率制度

## 対応の手引き

### 1. はじめに

2019年10月1日から消費税及び地方消費税（以下、消費税）の10%への引き上げに合わせて消費税の軽減税率制度が実施されます。

スポーツ用品情報システム研究会（以下S研）では現行請求書記載内容やデータ交換など企業間取引について検討を重ね、このたびガイドラインとしてご案内させていただき運びとなりました。

なお、今後の状況によってはガイドラインの対応内容の見直しが必要になってくる可能性があり、必要に応じて最新情報に改訂する予定であることをご留意ください。

本ガイドラインが軽減税率対応を進めるうえで、各事業者の一助になれば幸いです。

### 《参考資料》

#### 1. 国税局

「消費税 軽減税率制度の手引き」（平成30年8月版）

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067\\_all.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_all.pdf)

2019年4月17日

スポーツ用品情報システム研究会

## 2. S研としての基本方針

- 軽減税率制度対応は2019年10月からの「区分別請求書等保存方式」への対応を前提としています。
- 2023年10月から実施される「適格請求書等保存方式」については詳細が決まり次第、新たにガイドラインを作成する予定です。
- 「区分別請求書等保存方式」で求められる記載事項を満たすために、納品書と請求書を一体として保存することを前提とします。

区分記載請求書等の記載事項	
<p>【区分記載請求書等に記載すべき事項】</p> <p>① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称</p> <p>② 課税資産の譲渡等を行った年月日</p> <p>③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (軽減対象資産の譲渡等である旨)</p> <p>④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)</p> <p>⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p>	

### ハ 一定期間のまとめ記載

日々の取引内容については、納品書等に記載され、一定期間の納品についてまとめて請求書が交付される場合において、納品書等と請求書との相互関連性が明確で、かつ、これらの書類全体で区分記載請求書等の記載事項を満たすときには、これらの書類をまとめて保存することで、区分記載請求書等の保存があるものとして取り扱われます。

この場合、請求書に記載する取引年月日については、対象となる一定期間を記載すればよく、また、同一の商品(一般的な総称による区分が同一となるもの)を一定期間に複数回購入しているような場合、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、同一の商品をまとめて記載して差し支えありません。

出典：<<参考資料>> 1 - -P.24、P29

### 区分記載請求書等に記載すべき事項へのS研の対応方針

区分記載請求書等に記載すべき事項	納品書	請求書
区分記載請求書等発行者の氏名又は名称	○	○
課税資産の譲渡等を行った年月日	○	○
課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容	○	×
税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)	×	○
書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	○	○

### 3. S研 標準帳票フォーマットへの対応

- (1) 統一伝票、スポーツ統一伝票 A4 単票 以下「納品伝票」とする
- ・ 納品伝票のフォーマットは変更しない。
  - ・ 軽減税率、旧税率、標準税率が混在しないように納品伝票を発行する。
  - ・ 軽減税率対象品であることが明らかになるように「軽減税率対象」等を記載する。  
記載する場所と内容については判りやすいように配慮する。
  - ・ 軽減税率対象品を含まない納品伝票は従来通りの記載で構わない。

#### 【軽減税率対象品分の納品伝票の記載例】

①		軽減税率対象	売上伝票		⑥	
②		年月日	伝票番号	取引先コード		⑤
⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
⑬		⑭		⑮		⑯
⑰		⑱	⑲	⑳	㉑	㉒
⑳		㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
㉘		㉙	㉚	㉛	㉜	㉝
㉞		㉟	㊱	㊲	㊳	㊴
㊵		㊶	㊷	㊸	㊹	㊺
㊻		㊼	㊽	㊾	㊿	㉿

スポーツ用品統一伝票Ⅰ型

(2) 標準様式請求書 以下「請求書」とする

- ・ 請求書のフォーマットは変更しない。
- ・ 「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」の記載については「税率ごとに区分した税抜価額の合計額及び消費税等」を記載する。記載する方式や場所は判りやすいように配慮する。
- ・ 軽減税率対象品を含む明細行であることが明らかになるように数字や記号等で記載することを推奨する。記載する内容と場所は判りやすいように配慮する。
- ・ 軽減税率、旧税率が混在しない請求書は従来通りの記載で構わない。

【税率ごとに明細行を区分する方式の記載例】

		請求書			
		年 月 日 締			
前回請求額					今回請求額
年月	伝票番号	区分	税抜金額	消費税	摘要
	1000000003		10,000	800	
	1000000005		5,000	400	
	小計 軽減8%		15,000	1,200	
	1000000001		30,000	2,400	
	1000000002		10,000	800	
	小計 旧8%		40,000	3,200	
	1000000004		50,000	5,000	
	1000000006		20,000	2,000	
	小計 標準10%		70,000	7,000	
	合計		125,000	11,400	

【税率混在で明細行を記載する方式の記載例】

年月	伝票番号	区分	税抜金額	消費税	摘要
	1000000001		30,000	2,400	☆
	1000000002		10,000	800	☆
	1000000003		10,000	800	※
	1000000004		50,000	5,000	
	1000000005		5,000	400	※
	1000000006		20,000	2,000	
	合計		125,000	11,400	
	内 軽減8%		15,000	1,200	※ 軽減税率対象品
	内 旧 8%		40,000	3,200	8% 旧税率
	内 標準10%		70,000	7,000	

(注) の記載は必須ではないがS研としては推奨する。

出典：<<参考資料>> 1- -P.27、28 参考

#### 4. S研 データ交換フォーマットへの対応

2019年10月1日から施行される「区分記載請求書等保存方式」に対応できるよう項目内容の見直し及び項目追加を行います。

##### (1) 商品マスターデータ

- ・既存項目を「軽減税率区分」と見なし、軽減税率対象品の値は“K”とする。  
J手順 品番ヘッダーレコード
- ・「予備」の一部を「軽減税率区分」と見なす。  
PC版 品番ヘッダーレコード
- ・「予備5」を「軽減税率区分」と見なす。

##### (2) 納品データ

- ・既存項目を「軽減税率区分」と見なし、軽減税率対象品の値は“K”とする。  
J手順 伝票ヘッダーレコード
- ・「予備」を「軽減税率区分」と見なす。  
PC版 ヘッダーレコード
- ・「予備5」を「軽減税率区分」と見なす。

##### (3) 請求鑑データ 追加

- ・税率ごとの請求金額合計の交換用にデータ種類「請求鑑データ」を追加する。  
「請求データ」とは別に、必要とされる場合に使用する。  
J手順 データーレコード 追加
- ・レコード区分‘D’ データ区分‘13’  
PC版 データーレコード 追加
- ・レコード区分‘D’ データ区分‘13’

##### (4) 支払鑑データ 追加

- ・税率ごとの支払金額合計の交換用にデータ種類「支払鑑データ」を追加する。  
「支払データ」とは別に、必要とされる場合に使用する。  
J手順 データーレコード 追加
- ・レコード区分‘D’ データ区分‘14’  
PC版 データーレコード 追加
- ・レコード区分‘D’ データ区分‘14’

「S研 データ交換フォーマット」の各データ種類の詳細仕様については、下記のサイトで確認ください。

<http://www.sken.net/siryo/>

## 5 . その他

### (1) J S R - E D I

J S R - E D Iの対応については以下のサイトを参照願います。

<http://www.sken.net/siryo/>